

〇栃木県土地開発公社定款

(昭和50年3月17日)

改正 昭和59年3月31日	平成17年6月1日
平成元年4月25日	平成20年12月1日
平成5年10月26日	平成24年4月1日
平成16年11月26日	

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この土地開発公社は、栃木県土地開発公社（以下「公社」という。）と称する。

(設立団体)

第3条 公社の設立団体は、栃木県とする。

(事務所の所在地)

第4条 公社は、事務所を栃木県宇都宮市に置く。

(公告の方法)

第5条 公社の公告は、栃木県公報に掲載して行う。

第2章 役員、職員及び顧問

第1節 役員及び職員

(役員)

第6条 公社に、次の役員を置く。

(1) 理事7人以上12人以内

(2) 監事2人以内

2 理事として理事長のほか、副理事長、専務理事又は常務理事（以下「副理事長等」という。）を置くことができる。

3 副理事長等は、2人以内とする。

(役員職務及び権限)

第7条 理事長は、公社を代表し、その業務を総括する。

2 副理事長は、理事長を補佐して公社の業務を掌理するとともに、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 専務理事及び常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して公社の業務を処理するとともに、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 理事は、規程の定めるところにより、公社の業務を掌理する。

5 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「法」という。）第16条第8項の職務を行う。

(役員任命)

第8条 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及びその他の理事並びに監事は、栃木県知事が任命する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、4年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることできる。

(役員兼任の禁止)

第10条 理事は監事を、監事は理事を兼ねることができない。

(職員任命)

第11条 職員は、理事長が任命する。

(兼職の禁止)

第12条 常任の役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする団体の役員となり、又はみずから営利事業に従事してはならない。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第13条 公社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めるときに招集する。

2 理事の2分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(理事会の議事)

第15条 理事会の議長は、理事長をもってこれにあてる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 やむを得ない理由のため会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合においては、前2項の規定の適用については、出席したものとみなす。

5 緊急を要する事項については、理事長は、書面により賛否を求めて、理事会の議決にかえることができる。

6 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第16条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更及び業務方法書の作成又は変更
- (2) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画
- (3) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び

事業報告書

- (4) 規程の制定又は改正若しくは廃止
 - (5) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項
 - (6) その他公社の運営上理事長が重要と認める事項
- 2 前項第1号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の多数をもって決しなければならない。

第17条 削除

第3章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第18条 公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。
 - イ 法第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地
 - ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地
 - ハ 公営企業の用に供する土地
 - ニ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地
 - ホ 観光施設事業の用に供する土地
 - ヘ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
 - ト 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
 - チ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地
 - (2) 住宅用地の造成事業、地域開発のためにする内陸工業団地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業並びに造成地（公社がこの号の規定により造成した土地をいう。以下この号において同じ。）について借地借家法（平成3年法律第90号）第2条第1号に規定する借地権（地上権を除き、同法第23条の規定の適用を受けるものに限る。）を設定し、当該造成地を業務施設（工場、事務所その他の業務施設をいう。以下この号において同じ。）、福祉増進施設（教育施設、医療施設その他の住民の福祉の増進に直接寄与する施設をいう。以下この号において同じ。）又は立地促進施設（業務施設又は福祉増進施設の立地の促進に資する施設をいう。）の用に供するために賃貸する事業を行うこと。
 - (3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲において、次に掲げる業務を行う。
- (1) 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は同項第2号の事業の実施とあわせて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。
 - (2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

(業務方法書)

第19条 公社の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法

書の定めるところによる。

第4章 基本財産の額その他資産及び会計

(資産)

第20条 会社の資産は、基本財産とする。

2 会社の基本財産は、2千万円とする。

3 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これをとりくずしてはならない。

(事業年度)

第21条 会社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算等)

第22条 会社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、栃木県知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第23条 会社は、毎事業年度の終了後2箇月以内に、財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書を作成し、監事の監査を経て、栃木県知事に提出する。

(利益及び損失の処理)

第24条 会社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理する。

2 会社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理する。

(余裕金の運用)

第25条 会社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(1) 国債、地方債その他の主務大臣（法第28条に規定する主務大臣をいう。以下同じ。）の指定する有価証券の取得

(2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

(予算の弾力運用)

第26条 理事長は、第16条の規定にかかわらず、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足が生じたときは、栃木県知事の承認を経て、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。この場合においては、理事長は次の理事会においてその旨を報告しなければならない。

第5章 雑則

(解散)

第27条 会社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得たうえ、栃木県議会の議決を経、主務大臣の認可を受けたときに解散する。

2 会社が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該財産は栃木県に帰属する。

(規程への委任)

第28条 公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、公社の成立の日から施行する。

(最初の役員の任期)

2 公社の最初の役員の任期は、第9条の規定にかかわらず、栃木県知事が定めるところによる。

(最初の事業年度)

3 公社の最初の事業年度は、第21条の規定にかかわらず、公社成立の日から昭和51年3月31日までとする。

附 則

この定款は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、主務大臣の認可の日（平成元年4月25日）から施行する。

附 則

この定款は、主務大臣の認可の日（平成5年10月26日）から施行する。

附 則

この定款は、主務大臣の認可の日（平成16年11月26日）から施行する。

附 則

この定款は、主務大臣の認可の日（平成17年6月1日）から施行する。

附 則

この定款は、主務大臣の認可の日（平成20年12月1日）から施行する。ただし、第7条第7項及び第18条第1項第1号イの改正規定については、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この定款は、主務大臣の認可の日（平成17年6月1日）から施行する。

附 則

この定款は、主務大臣の認可の日（平成24年4月1日）から施行する。